



区のおしらせ

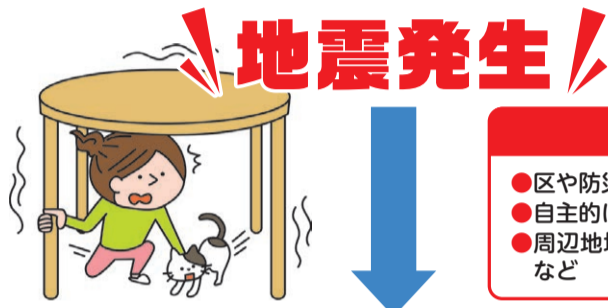
# せたがや



毎月1日・15日  
25日(地域版)発行

9月1日は防災の日

## 在宅避難の備え できていますか?



☎災害対策課 ☎5432-2262 ☎5432-3014

- 避難が必要なとき**
- 区や防災関係機関から避難指示があったとき
  - 自主的に避難の必要があると判断したとき
  - 周辺地域に火災が発生し、自宅に延焼の危険があるときなど

東京都防災アプリで近くの避難場所等が確認できます

災害時に通信状況が途絶した場合でも、オフラインで最寄りの広域避難場所等が確認できます。

アプリのダウンロードはこちらから

Android iOS

いつか	危険回避のために一時的に集合して様子を見る、または、避難のために一時的に集合する場所
①一時集合所	
②広域避難場所	火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所

余震が収まり火災などの危険がないことを十分確認して

**自宅が安全である**

**自宅が安全な場合は、避難所へ行かずに在宅避難をしましょう!**

ただし、自宅が倒壊するおそれがあるなど避難が必要なときは、すぐに自宅外へ避難をしましょう

住み慣れた環境で家族やペットと過ごせる

プライバシーが確保できる

感染症のリスクが低くなる

**火災や倒壊によって自宅で過ごすことができない**

- 被災していない家族、親族、知人宅への避難 → **縁故避難**
- 自身で確保した被災していない宿泊施設への避難 → **自主避難**
- 区立小・中学校等区内94か所にある指定避難所への避難 → **指定避難所**

**区の新たな被害想定**

今年5月、都は約10年ぶりに首都直下地震等による被害想定の見直しを行い、発災1日後の区内の避難生活者数は21万人を超えると見込んでいます。避難所は、スペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。また、過密状態になると感染症のリスクも高まります。火災や倒壊により自宅に戻れなくなった方の避難生活のためにも、自宅が安全な場合は積極的な在宅避難をお願いします。

主な内容 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請は9月30日(金)までです…3面 | 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ…8面

**在宅避難に備えましょう**

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、様々な被害が想定されるため、小中学校の体育館など、94か所の指定避難所を開設します。指定避難所では、女性や要配慮者のニーズに応えた運用に努めます。さらに、特別な配慮を必要とする要支援者や、妊産婦と乳児のための避難所の確保・整備にも取り組んでいます。

しかし、避難所等で、区民92万人を受け入れることは不可能です。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で、その数をさらに制限する必要があります。自宅で過ごせる場合があります。自宅を過ごせる場合は「在宅避難」が原則となります。普段から食料品等の備蓄をしていただき、災害時の情報はメール、ツイッター、ホームページとともに、エフエム世田谷でもきめ細かく放送しますので、ぜひお聞きください。

指定避難所は、町会・自治会などを中心とした避難所運営委員会により運営され、自宅が倒壊・焼損し、生活の場を失った被災者を地域で支えあう「共助」の場となります。在宅避難が広がれば、避難所の密集を避けることができ、住まいを失い、生活に困った方を受入れることができます。

在宅避難に不安を感じる方も多いと思いますが、皆さんが安心して在宅避難ができるよう、支援の強化に取り組んでいきます。皆さんも、日ごろからの備えにご協力をお願いします。

世田谷区長 保坂展人